

千代田区議会議員及び区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

(平成2年12月6日 条例第14号)

(設置)

第1条 千代田区議会議員及び区長の選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスター掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設ける。

(総数の減少)

第2条 千代田区選挙管理委員会は、地勢、交通等の事情により、法第144条の2第9項本文の規定により算定した総数のポスター掲示場を設置することが困難であると認められる場合は、その総数を減じることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東京都千代田区議会議員及び区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和50年千代田区条例第18号)は、廃止する。